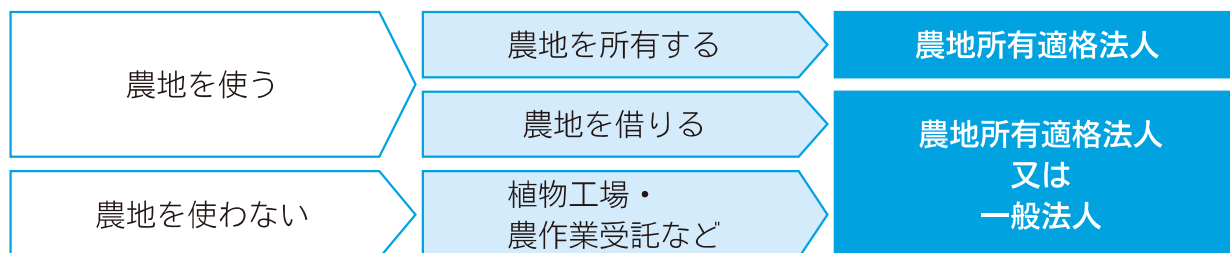


参入の形態

一般法人は農地を借りることはできますが所有はできません。
農地を所有する場合は農地所有適格法人の要件を満たす必要があります。



農地所有適格法人とは

農地所有適格法人とは農地の所有権が取得可能な法人のことで、農地法で定義されている名称です。

農地所有適格法人は次の4つの要件をすべて満たす必要があります。

また、農地所有適格法人は農地法に基づき、毎年、事業状況を農業委員会に報告する必要があります。

1. 法人形態要件（いずれか）

- ・株式会社（株式に譲渡制限があるものに限る）
- ・持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社）
- ・農事組合法人

2. 事業要件

- ・直近3か年の売上高の過半が農業及び農業関連事業（加工、販売等）であること

3. 主な議決権要件

- ・農業関係者 農業の常時従事者（原則150日以上従事）、
農地を提供した個人、地方公共団体、
農協等の議決権が総議決権の過半
- ・農業関係者以外 保有できる議決権は総議決権の1/2未満

4. 役員要件（すべて）

- ・役員の過半が農業の常時従事者（原則150日以上従事）であること
- ・役員又は農場長等のうち1人以上が農作業に従事（原則年間60日以上）

農地を借りるための法律

農地を借りるには農地法に基づく農業委員会の許可又は農地中間管理事業法に基づく農用地利用集積等促進計画の公告のいずれかの手続きが必要です。

1 農地中間管理事業の推進に関する法律（農用地利用集積等促進計画の公告）

埼玉県農地中間管理機構（公益社団法人埼玉県農林公社）を介して農地を借りる方法です。

市町村が定める地域計画（農業経営基盤強化促進法に基づく地域農業経営基盤強化促進計画のこと）の区域内の農地の場合、目標地図に耕作する者として位置づけられる必要があります。手続きの詳細や時期につきましては、市町村に御相談ください。

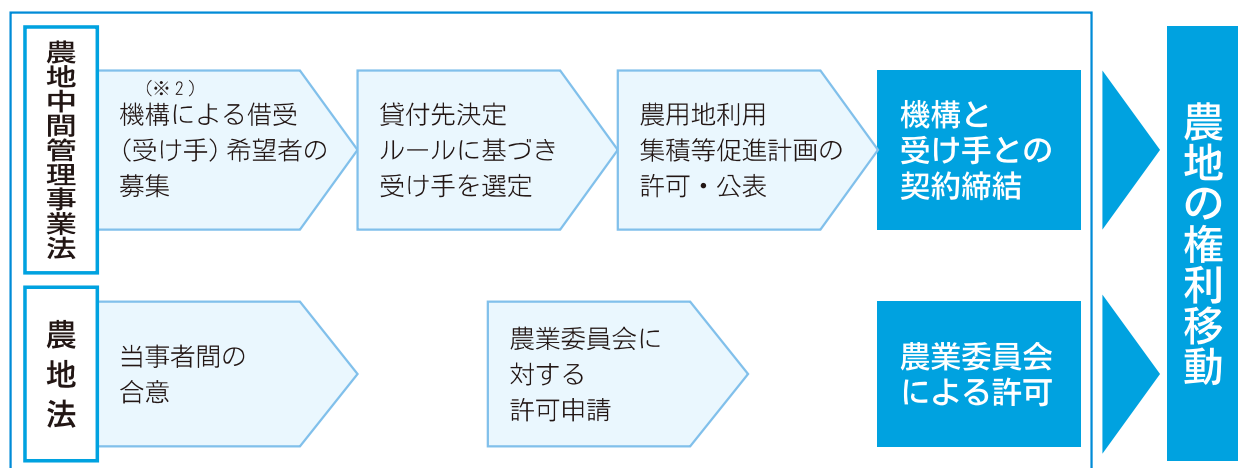
同機構は事業規程（貸付先決定ルール）に基づき借受け者を選定し、「農用地利用集積等促進計画」を知事^(※1)が認可公告し使用収益権が設定されます。詳細は市町村に御相談ください。

（※1）県から市町村へ許可権限が移譲されている場合は、市町村長が認可権限者となります。

2 農地法（農業委員会の許可）

耕作目的で農地を貸借する場合に市町村の農業委員会の許可を受ける方法です。契約期限が到来しても両者の合意による解約が無い限り、自動更新されます。（例外あり）

（※令和5年4月1日から下限面積の要件は撤廃されました。）



※2 機構：農地中間管理機構

農地を借りるための基本的な要件

1 農地のすべてを効率的に利用

機械、労働力、技術等、農地を適切に利用するための営農計画を持っていること。

2 周辺の農地利用に支障がない

水利調整に参加しない、無農薬栽培の取組が行われている地域で農薬を使用するなどの行為をしないこと。

企業が農地を借りる場合は更に以下の要件を追加

1 貸借契約等に解除条件が付されていること

企業が農地を適正に使用していない場合に、契約を解除する旨の条件が契約に付されていることが必要です。

このほか、万が一撤退する場合に備え、① 農地等を明け渡す際の原状回復の義務 ② 原状回復の費用 ③ 原状回復がなされないときの損害賠償 ④ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払 等の取決めについて契約に明記します。

(解除条件付き貸借により農地の権利を取得した場合は、農地法第6条の2第1項に基づき、毎年、事業状況を農業委員会に報告する必要があります。)

2 地域における適切な役割分担のもとに農業を継続して行うこと

農業は地域と密接なつながりがあって成立する産業です。地域農業の維持発展に関する話し合い、農道、水路等の共同利用施設の取り決め、鳥獣害対策などに協力し、継続的、安定的な営農が見込まれることが必要です。

3 業務執行役員又は重要な使用人が1人以上農業に常時従事すること

業務を執行する役員又は耕作等の事業に関する権限及び責任を有し、地域との調整役として責任をもって対応できる担当者が1人以上農業に常時従事することが必要です。

(耕作等の事業とは、農作業だけではなく、営農計画の作成、マーケティング等の企画管理労働も含まれます。)

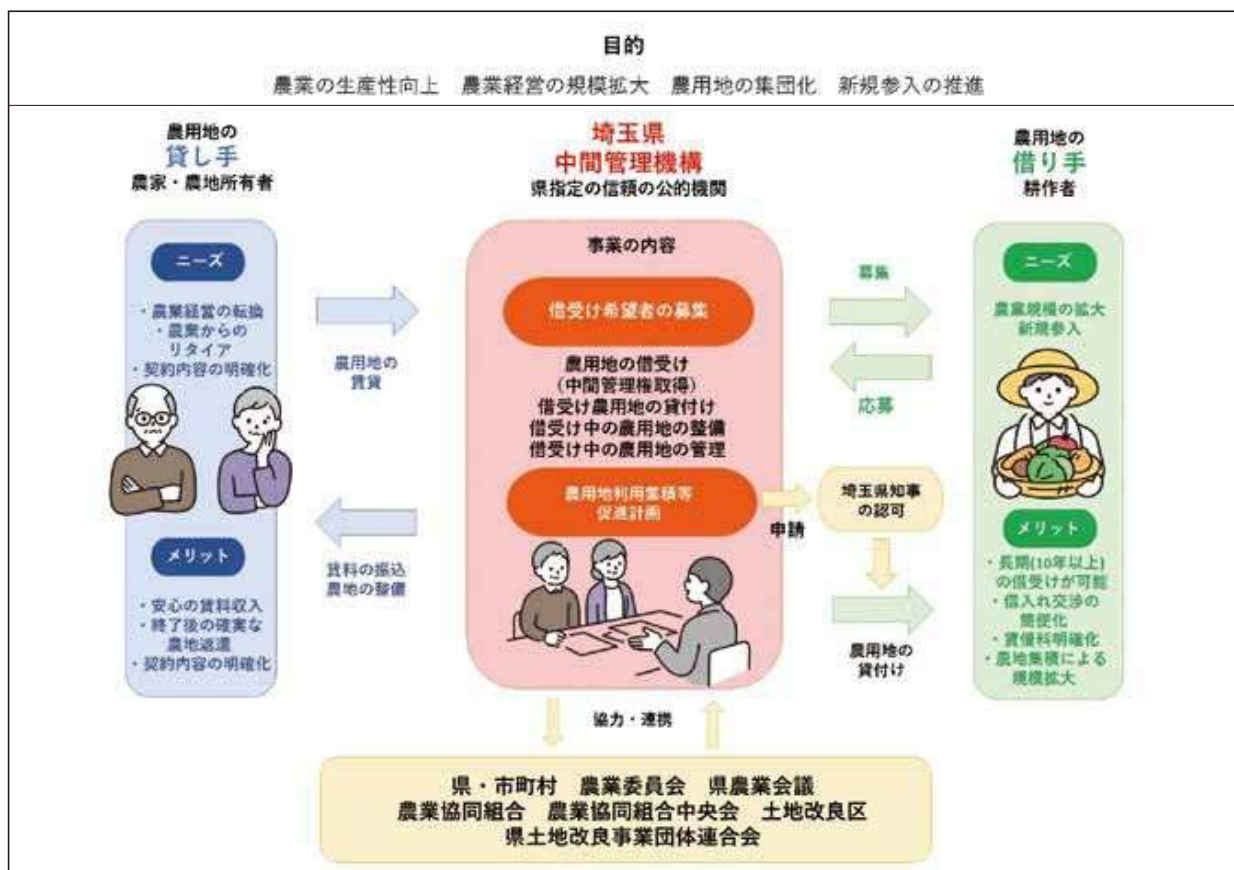
農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律）

農地中間管理事業は、営利を目的としない公的機関である農地中間管理機構が農地所有者から農地を借り入れて、企業等に貸し付ける制度です。本県における農地中間管理機構は公益社団法人埼玉県農林公社です。

1 農地借入の手続きが軽減できます

企業は農地所有者と個別に契約をするのではなく、農地中間管理機構と契約を締結します。農地の賃料支払いも農地中間管理機構に対して行います。

2 農地中間管理機構の仕組み



3 対象農地

- ・市街化区域以外の農地

4 農地中間管理事業で農地を借りる場合

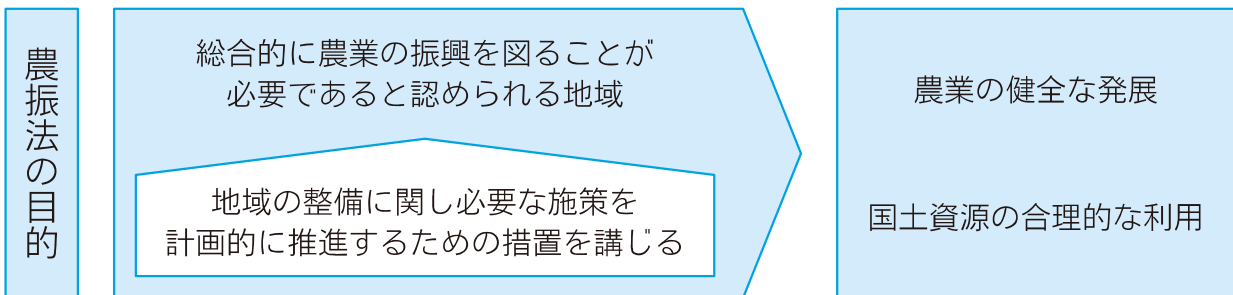
農地中間管理機構を通して農地を借りる場合は、定款の事業目的に農業関連事業を明記してください。

【参考】農業関連事業の記載例

- ・農産物の（野菜、果樹、米、花きなど）の生産、加工、販売
- ・農業に関する技術開発、コンサルティング
- ・農業用施設の設置、管理、運営

その他の法律

1 農業振興地域の整備に関する法律（農振法）



- ※ 農用地区域では原則として農地転用ができません
農業振興地域内の農用地区域は、市町村が農振法に基づいて、今後、農用地等として利用すべき区域を定めたものです。事務所等の設置のために農地の転用が必要となることがありますが、農用地区域における開発行為は制限され、原則として農地の転用はできません。
(その他の区域においても転用が認められない場合があります。)

農業振興地域（県が指定した地域）

農用地区域

農業振興地域内で、市町村が指定する農用地等として利用すべき土地の区域

2 都市計画法

都市計画法は都市の健全な発展と秩序ある整備を図り国土の均衡ある発展を目的としています。

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは都市計画法に基づき「市街化区域」と「市街化調整区域」の区分を定めることができます。

○ 市街化区域

すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

○ 市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域。

市街化調整区域において許可される開発は限定されていますが、農業用施設については認められる場合があります。

事務所やトイレ等の設置を希望する場合は、事前によく調整をしておく必要があります。

農地の利用に関する組織

1 農業委員会

「農業委員会等に関する法律」に基づき、市町村に設置されている行政委員会です。

農業者の代表機関として、農地の適切かつ効率的な活用を目的とした農地利用調整等を業務としています。

(戸田市は農業委員会を設置していないため、農地のご相談は経済戦略室へ)

市町村名	所在地	電話	市町村名	所在地	電話
さいたま市	さいたま市浦和区常盤 6-4-4	048(829)1111	蓮田市	蓮田市大字黒浜 2799-1	048(768)3111
川越市	川越市元町 1-3-1	049(224)8811	坂戸市	坂戸市千代田 1-1-1	049(283)1331
熊谷市	熊谷市宮町 2-47-1	048(524)1111	幸手市	幸手市東 4-6-8	0480(43)1111
川口市	川口市青木 2-1-1	048(258)1110	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市大字三ツ木 16-1	049(271)1111
行田市	行田市本丸 2-5	048(556)1111	日高市	日高市大字南平沢 1020	042(989)2111
秩父市	秩父市熊木町 8-15	0494(22)2211	吉川市	吉川市きよみ野 1-1	048(982)5111
所沢市	所沢市並木 1-1-1	04(2998)1111	ふじみ野市	ふじみ野市福岡 1-1-1	049(261)2611
飯能市	飯能市大字双柳 1-1	042(973)2111	白岡市	白岡市千駄野 432	0480(92)1111
加須市	加須市三俣 2-1-1	0480(62)1111	伊奈町	伊奈町中央 4-355	048(721)2111
本庄市	本庄市本庄 3-5-3	0495(25)1111	三芳町	三芳町大字藤久保 1100-1	049(258)0019
東松山市	東松山市松葉町 1-1-58	0493(23)2221	毛呂山町	毛呂山町中央 2-1	049(295)2112
春日部市	春日部市中央 7-2-1	048(736)1111	越生町	越生町大字越生 900-2	049(292)3121
狭山市	狭山市入間川 1-23-5	04(2953)1111	滑川町	滑川町大字福田 750-1	0493(56)2211
羽生市	羽生市東 6-15	048(561)1121	嵐山町	嵐山町大字杉山 1030-1	0493(62)2150
鴻巣市	鴻巣市中央 1-1	048(541)1321	小川町	小川町大字大塚 55	0493(72)1221
深谷市	深谷市仲町 11-1	048(571)1211	川島町	川島町大字下八ツ林 870-1	049(297)1811
上尾市	上尾市本町 3-1-1	048(775)5111	吉見町	吉見町大字下細谷 411	0493(54)1511
草加市	草加市高砂 1-1-1	048(922)0151	鳩山町	鳩山町大字大豆戸 184-16	049(296)1211
越谷市	越谷市越ヶ谷 4-2-1	048(964)2111	ときがわ町	ときがわ町大字玉川 2490	0493(65)1521
蕨市	蕨市中央 5-14-15	048(432)3200	横瀬町	横瀬町大字横瀬 4545	0494(25)0111
戸田市	戸田市上戸田 1-18-1	048(441)1800	皆野町	皆野町大字皆野 1420-1	0494(62)1230
入間市	入間市豊岡 1-16-1	04(2964)1111	長瀬町	長瀬町大字本野上 1035-1	0494(66)3111
朝霞市	朝霞市本町 1-1-1	048(463)1111	小鹿野町	小鹿野町小鹿野 89	0494(75)1221
志木市	志木市中宗岡 1-1-1	048(473)1111	東秩父村	東秩父村大字御堂 634	0493(82)1221
和光市	和光市広沢 1-5	048(464)1111	美里町	美里町大字木部 323-1	0495(76)1111
新座市	新座市野火止 1-1-1	048(477)1111	神川町	神川町大字植竹 909	0495(77)2111
桶川市	桶川市泉 1-3-28	048(786)3211	上里町	上里町大字七本木 5518	0495(35)1221
久喜市	久喜市下早見 85-3	0480(22)1111	寄居町	寄居町大字寄居 1180-1	048(581)2121
北本市	北本市本町 1-111	048(591)1111	宮代町	宮代町笠原 1-4-1	0480(34)1111
八潮市	八潮市中央 1-2-1	048(996)2111	杉戸町	杉戸町清地 2-9-29	0480(33)1111
富士見市	富士見市大字鶴馬 1800-1	049(251)2711	松伏町	松伏町大字松伏 2424	048(991)2711
三郷市	三郷市花和田 648-1	048(953)1111			

※電話番号は代表

2 公益社団法人 埼玉県農林公社

埼玉県の農林業振興を図ることを目的に農地の売買・貸借、青年農業者の確保・育成、森林整備等を業務とする公益法人です。埼玉県や埼玉県内の市町村、農林業団体、農業協同組合等が出資しています。

農林公社は平成 26 年に県から農地中間管理機構の指定を受け、「農地中間管理事業」により農地の貸借を行っています。

公益社団法人埼玉県農林公社の業務

埼玉県農林公社は、埼玉県農林業を振興することにより、地域社会の健全な発展と農地・森林の持つ公益的機能の維持増進を図ることを目的としています。

農地中間管理事業

県から農地中間管理機構の指定を受け、農用地を集約して貸付ける等、農用地利用の効率化を図り、農業参入を支援します。

基盤整備・営農支援等事業

農地の小規模な基盤整備や農作業等の受託により、生産性の高い農業と農山村の発展を支援します。

見沼農業振興事業

土地利用が制限されている見沼田んぼにおいて、農地保全や都市住民の農業体験イベント等を行います。

青年農業者育成事業

就農希望者への就農相談、無料職業紹介、実践研修のほか、青年農業者の海外研修や組織活動等の支援を行います。

森林整備事業

県から森林整備法人の認定を受け、森林の整備や林業の普及啓発、林業労働者の育成確保等を行います。

施設管理事業

県が設置した「農林公園」「種苗センター」「森林科学館」「県民の森」の指定管理者として運営管理を行っています。